

須坂市部活動地域移行検討協議会要領

1 開催目的

スポーツ庁及び文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示される中で、中学校における部活動の地域移行に向けた課題に総合的に取り組むため、須坂市部活動地域移行検討協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

2 協議事項等

協議会は、部活動の地域移行に係る事項を検討し、その結果を教育委員会に報告する。検討事項は次のとおり

- (1) 部活動の地域移行に係る体制整備等に関すること。
- (2) 部活動に代わる地域クラブの運営等に関すること。
- (3) その他部活動の地域移行に関し必要な事項

3 協議会の委員等

検討協議会は、スポーツ競技・文化活動関係者や学校、保護者など委員 20 人以内をもって開催する。また、オブザーバーとして北信教育事務所生涯学習課職員に参加していただく。事務局は、教育長、教育次長、文化スポーツ課長、生涯学習推進課長、学校教育課長、学校教育課教育政策係長、部活地域移行コーディネーターとる。（別紙「須坂市部活動地域移行検討協議会委員名簿」のとおり）

4 委員の任期

委員の任期は、委嘱の日から 2025 年 3 月 31 日までとする。

5 座長等

協議会に座長及び座長代理を置き、委員の互選により選出する。座長は、協議会を代表し、会務を総理する。座長代理は、座長を補佐する。

6 会議

協議会の会議は、教育長が招集し、座長が進行する。座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

7 施行日

この要領は、2024年4月26日から施行する。